

# 緊急の情報提供

令和2年4月27日

全国訪問看護事業協会会員  
訪問看護ステーション管理者 各位

一般社団法人全国訪問看護事業協会

## 新型コロナウイルス感染症に係る臨時的な取扱い

訪問看護ステーションの皆様におかれましては、新型コロナウイルスの感染が拡大し緊急事態宣言が発令されている中、事業所の運営にご苦労されているとお察しします。この度、厚生労働省より「臨時的取扱いについて」の事務連絡が発出されましたので、その内容についてご連絡いたします。

### 【電話による対応】

#### 〈介護保険〉

◇利用者から新型コロナウイルス感染症に対する不安等により訪問を控えるよう要請され、看護職員が電話等により本人の病状確認や療養指導等を実施した場合、20分未満の訪問看護費を週1回に限り算定可能

#### 留意事項

- 医療上の必要性を説明し、利用者等の理解を得て、訪問看護の継続に努めることが必要、それでも、利用者等から訪問を控えるよう要請があった場合。
- 利用者等の同意を得ること。
- 当該月に看護職員による居宅を訪問しての訪問看護を1日以上提供した実績があること。
- 主治医への状況報告と指示の確認。
- 指示の確認及び、利用者の同意は電話で構わない。
- ケアプランの変更。
- 同意取得及び電話等による対応の内容について看護記録への記載。

#### 〈医療保険〉

◇新型コロナウイルスへの感染を懸念した利用者等からの要望等により、訪問看護が実施できなかった場合で、代わりに看護職員が電話等で病状確認や療養指導等を行った場合、訪問看護管理療養費のみ算定可能

#### 留意事項

- 主治医に連絡し、指示を受ける。
- 利用者又はその家族等に十分に説明し同意を得る。
- 指示の確認及び、利用者の同意は電話で構わない。
- 看護職員が電話等で病状確認や療養指導等を行った場合。
- 当該月に訪問看護を1日以上提供していること。
- 訪問看護記録書に、主治医の指示内容、利用者等の同意取得及び電話等による対応の内容について記録を残す。
- 訪問看護療養費明細書の「心身の状態」欄に新型コロナウイルス感染症の対応である旨を記載する。

## 【感染した（疑われる者を含む。以下同じ）利用者への訪問】

### 〈医療保険〉

◇新型コロナウイルス感染症の利用者に訪問看護を実施する場合について、感染予防策を講じて看護を行った場合は、特別管理加算（2,500円）を月1回算定できる

#### 留意事項

- 利用者の状況を主治医に報告し、主治医から感染予防の必要性についての指示を受ける。
- 特別管理加算を新型コロナウイルス感染症の利用者に対してのみ算定する訪問看護ステーションの場合、基準等を満たしているものとみなされ、届出は不要。
- すでに特別管理加算を算定している利用者は、別に月に1回算定できる。
- 訪問看護記録書に、主治医の指示内容及び実施した感染予防策について記録を残す。
- 訪問看護療養費明細書の「心身の状態」欄に、新型コロナウイルス感染症の対応である旨を記載。

◇新型コロナウイルスに関連して、自治体等の要請に基づき外出を自粛している者で、主治医の診察の結果、訪問看護指示書が発行され、宿泊施設に訪問看護を行った場合、訪問看護療養費が算定できる

#### 留意事項

- 継続的な訪問看護が必要であるものとして指示書が発行され、訪問看護ステーションの看護師等が継続的に宿泊施設に訪問看護を行った場合。

◆上記の措置は、令和2年4月24日以降、厚生労働省が解除するまでの期間であり、24日以前に遡って算定することはできない

## 【その他】

### 〈医療保険・介護保険共通〉

◇訪問看護ステーションからのリハビリテーションの提供については、看護職員が訪問して利用者の心身の状況等を確認し計画を立てることとされており、新型コロナウイルスに関する事情であったとしても、理学療法士等が看護職員に代わってアセスメントを実施することは、認められていないので注意が必要

出典：新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて（その14）

事務連絡令和2年4月24日 厚生労働省保険局医療課

URL <https://www.zenhokan.or.jp/new/new1179/>

：新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第10報） 事務連絡令和2年4月24日

URL <https://www.zenhokan.or.jp/new/new1178/>

一般社団法人全国訪問看護事業協会  
TEL：03-3351-5898 FAX：03-3351-5938

---

FAX 送信 2枚

---